

1. 平成 27 年度介護報酬改定に向けて在宅関係の報酬・基準等について議論 ～第 114・115 回社会保障審議会 介護給付費分科会～

11月13日（第114回）、11月19日（第115回）に社会保障審議会 介護給付費分科会が開催された。両分科会では厚生労働省から、居宅サービスに係る報酬・基準の見直し案が示され議論が行われた。

（当日資料）第114回 <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000065063.html>

第115回 <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000065658.html>

厚生労働省から論点として示された各サービスに係る報酬・基準の見直し案（カコミ内）および委員からの主な意見は以下の通り。

通所介護の報酬・基準

論点 1 通所介護の充実を図る機能の推進

①「認知症対応機能」、②「重度者対応機能」、③「心身機能訓練から生活行為力向上訓練まで総合的に行う機能」を充実させ、これらの機能を評価軸として、介護報酬上の評価を行う。

①②： 以下のいずれかの要件を満たし、介護職員又は看護職員を指定基準より常勤換算方法で複数以上加配している事業所を報酬の加算で評価。

- ・ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上を一定割合以上受け入れ、かつ、研修修了者※を提供時間を通じて専従で1以上配置し、「認知症の症状の進行の緩和」に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成していること。

※認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修

- ・ 要介護度3以上の利用者を一定割合以上受け入れ、かつ、看護職員を提供時間を通じて専従で1以上配置し、「重度の要介護者であっても社会性の維持を図り在宅生活の継続」に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成していること。

③： 現行の個別機能訓練加算について、実効性を担保する仕組みや加算の算定要件を見直し。

- ・ 算定要件に居宅を訪問した上で計画を作成することを要件として追加し、併せて加算の評価の見直し
- ・ 個別機能訓練加算（Ⅱ）は活動・参加へのアプローチ中心、個別機能訓練加算（Ⅰ）は心身機能へのアプローチ中心、というそれぞれの目的・趣旨を明確化し、それぞれの趣旨に沿った目標設定や実施内容等の項目を明示。

論点 2 地域連携の拠点としての機能の充実

利用者の地域での暮らしを支えるため、医療機関や他の介護事業所、地域の住民活動等と連携し、通所介護事業所を利用しない日でも利用者を支える地域連携の拠点と

しての機能を展開できるように、人員配置基準の要件を緩和。

- ・ 生活相談員は、事業所内での相談業務だけではなく、サービス担当者会議に加えて「地域ケア会議への出席」、「利用者宅に訪問し、在宅生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助」や「地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し利用者に必要な各種の生活支援を担ってもらう」等の社会資源の発掘・活用など、利用者の生活全般を支える取組については、通所介護の生活相談員としての業務とみなす。

論点3 基本報酬の見直し

- ・ 小規模型通所介護について、通常規模型事業所と小規模型事業所のサービス提供に係る管理的経費の実態を踏まえ、その評価の適正化を行う。

論点4 看護職員の配置基準の緩和

- ・ 病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により健康状態の確認を行った場合、人員配置基準を満たしたものとみなす。

論点5 地域密着型通所介護の創設（平成28年4月1日施行）

- ・ 基本報酬は、小規模型事業所の基本報酬を踏襲。
 - ・ 新たに運営推進会議の設置を規定。
 - ・ 運営推進会議の開催は、おおむね6月に1回以上。（他のサービスより緩和）
- ※ 認知症対応型通所介護の運営推進会議は地域密着型通所介護に準ずる。

論点6 小規模な通所介護事業所のサテライト事業所への移行

① 小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所への移行。

- ・ 宿泊室等の設置には一定の経過措置（平成29年度末まで）を設ける。
- ・ 経過措置期間内に、通所介護としての人員配置で運営を行う場合には、小規模多機能型居宅介護の基本報酬に人員基準欠如減算（70/100）を適用する。
- ・ 指定申請の際、小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所の整備計画を策定し、市町村に提出する。

② 通所介護（大規模型・通常規模型）のサテライト事業所への移行

現行のサテライト事業所の取扱いに従って実施

- ・ 一体的なサービス提供の単位として本体事業所に含めて指定する。
- ・ 同一法人のサテライト事業所となる場合のみ移行が可能である。

論点7 予防給付が事業化することに伴う人員・設備基準

- ・ 通所介護と総合事業における通所事業を同一の事業所において一体的に運営する場合の人員・設備の取扱いは、通所事業の類型に応じて、以下のとおりとする。

① 通所介護と「現行の通所介護相当のサービス」

→ 現行の介護予防通所介護に準ずるものとする。

② 通所介護と「通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）」

→ 従事者が専従要件を満たしているとみなし、要介護者数だけで介護給付の基準を満たし、要支援者には必要数

論点 8 通所介護事業所等の設備を利用して宿泊サービスを実施する場合の届出制の導入等

- ・ 宿泊サービスの提供日数にかかわらず、事業所の基本的事項等について指定権者への届出を義務付ける。
- ・ 宿泊サービスの提供により事故が発生した場合には、通所介護と同様の対応（市町村・利用者家族・居宅介護支援事業者等への連絡、損害賠償の措置等）を義務付ける。
- ・ 介護サービス情報公表制度を活用し、通所介護事業所の基本情報に宿泊サービスの情報（指定権者へ届け出る事業所の基本的事項等と同内容）を加える。

論点 2・論点 4 で示された生活相談員及び看護職員のそれぞれの専従要件緩和については、ぜひ進めるべき、より幅広く検討すべきという肯定的な意見と、本来の役割、果たしている機能に支障をきたさないようにすべきとの慎重論の意見がそれぞれ複数の委員から出された。

通所系サービス共通の対応（通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護）

論点① 送迎を行っていない場合の評価の見直し

- ・ 送迎を行っていない場合（利用者が自ら通う場合、家族等が送迎を行う場合等）は減算の対象とする。

論点② 送迎時における居宅内介助等の評価について

- ・ 送迎時に行った居宅内介助等（電気の消灯・点灯、着替え、ベッドへの移乗、窓の施錠等）を通所介護の所要時間に含める。
- ・ 所要時間に含めることができる時間は、居宅内介助等の所要時間が過剰とならないように 30 分以内とし、ケアプランと通所介護計画に位置付けた上で実施。
- ・ 一定の有資格者が行うこととする。

論点③ 延長加算の算定要件の見直しについて

- ・ 通所介護の延長加算は、実態として通所介護の設備を利用して宿泊する場合は算定不可とする。
- ・ 介護者の更なる負担軽減や、仕事と介護の両立のため、更に延長加算を強化する。

通所リハビリテーション・訪問リハビリテーションの報酬・基準

論点 1 リハビリテーションマネジメントの再構築について

- ・ 通所リハビリテーションのリハビリテーションマネジメント加算について、新たな評価内容の追加や算定要件の見直しにより報酬を引き上げる。
 - － 利用者主体の日常生活に着目した目標設定
 - － 多職種協働を実現するための具体的な仕組みの導入
 - － プロセスマネジメントの導入
 - － 訪問指導等加算をリハビリテーションマネジメント加算へ包括化
- ・ 基本報酬に包括評価されている訪問リハビリテーションのリハビリテーションマ

ネジメントについて、改めてリハビリテーションマネジメント加算として評価する。

また、理学療法士等が訪問介護のサービス提供責任者に対して行う指導及び助言に対する評価を、リハビリテーションマネジメントのプロセスとして一体化。

論点2 リハビリテーション機能の特性を活かしたプログラムの充実

(生活機能に焦点を当てたアプローチの強化)

論点2-1 通所リハビリテーション

① 個別リハビリテーションは退院(所)後間もない者に対する短期集中的個別リハビリテーションとして機能を統合。

- ・ 長期漫然として実施される個別リハビリテーション実施加算については基本報酬に包括。

【イメージ】



② 認知症高齢者に対するリハビリテーションでは、認知症の特徴に合わせたリハビリテーションとして機能を見直す。

- ・ 認知症集中リハビリテーションは、短期集中リハビリテーション加算を一体的に見直した新たな体系を追加する。
- ・ 新たな体系では、効果的な方法と介入頻度・時間を選択しながら、3か月間の利用を限度とする。
- ・ 認知症短期集中リハビリテーションの提供後の評価（カンファレンス）により、新設する生活行為向上リハビリテーション（仮称）に移行できるものとする。
- ・ 認知症短期集中リハビリテーションの提供後もリハビリテーションを継続することができる。なお、この場合でも参加に向けた取組を促す。

【イメージ】

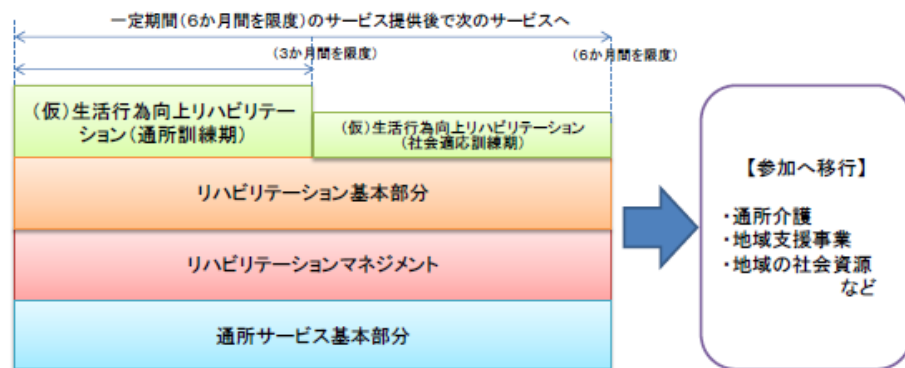


③ ADL や IADL、社会参加などの生活行為の向上に対する新たなリハビリテーションの仕組みを導入してはどうか。

- ・ 居宅など実際の生活場面での具体的な指導など訪問と通所を組み合わせ、目標を達成するために最も効果的な方法と介入頻度・時間を選択しながら、6か月間

の利用を限度とする。重点的に計画的に取り組むことにより、活動と社会における役割や生きがいの早期獲得を目指す。

【イメージ】



論点 2-2 訪問リハビリテーションにおける身体機能に焦点を当てた短期集中リハビリテーション実施加算の見直し

- ・ 退院（所）後間もない者に対する身体機能の回復を目的として、実施期間を3月とするなど、頻度や時間などの機能を見直す。

論点 3 通所・訪問リハビリテーション終了後の各種地域サービス等への移行の評価

社会参加が維持できるサービス等に移行するなど、質の高い通所・訪問リハビリテーションを提供する事業所の体制を評価する。

- ・ 利用者が計画に基づき、一定期間以内に通所系サービスや地域支援事業などに移行した場合の実績（利用者に占める割合）を評価。
- ・ 通所リハビリテーションの（仮）生活行為向上リハビリテーションには適応しない。

論点 4 通所リハビリテーションにおける重度者対応機能の評価

以下の要件をいずれも満たす事業所を、報酬の加算で評価する。

- ・ 介護職員又は看護職員を指定基準より常勤換算方法で複数上加配
- ・ 実利用者のうち要介護3以上の利用者を一定割合以上受け入れ
- ・ 看護職員を提供時間を通じて専従で1以上配置

論点 5 通所リハビリテーションにおける重度療養管理加算の見直し

- ・ 加算の対象者を要介護3以上に拡大

論点 6 訪問リハビリテーションとの訪問看護ステーションによるリハビリテーションの一体的見直し

- ・ 訪問看護の理学療法士等の訪問と訪問リハビリテーションの基本的な報酬評価を合わせる。
- ・ 訪問看護の理学療法士等の訪問に対しても、訪問リハビリテーションと同様なリハビリテーションマネジメントの充実を推進するための加算を新設。

論点 7 通所リハビリテーションと訪問リハビリテーションの両サービスを同一事業所が提供する場合の運営の効率化

- ・ 以下の内容について、両サービスを同一事業所が提供する場合に一体的作成を

可能とする。

- ① 通所リハビリテーション計画と訪問リハビリテーション計画の作成
- ② 計画書の内容についての利用者の同意書
- ③ 計画に従ったサービスの実施状況を診療記録に記載すること

予防給付の報酬・基準（介護予防通所介護及び介護予防通所リハビリテーション）

- ・ 通常規模型通所介護及び通常規模型通所リハビリテーションの基本報酬の評価と整合性が図れるように適正化する。

集合住宅におけるサービス提供

論点 「集合住宅」（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、旧高齢者専用賃貸住宅に限る。以下同じ。）に居住する利用者への訪問系サービス等の評価の見直し

○訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、夜間対応型訪問介護

- ・ 「集合住宅」に居住する利用者に対して訪問する場合は、その利用者に対する報酬を10%減算する。
 - ① 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の「集合住宅」：すべて
 - ② 上記以外の範囲に所在する「集合住宅」：当該建物に居住する利用者が1月あたり20人以上の場合

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- ・ 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の「集合住宅」に居住する利用者に対する報酬を、当該建物に居住する人数に関わらず、1月あたり○単位減算。

診療報酬改定の流れからやむを得ない（日本医師会）との意見のほか、訪問介護のうち短時間の身体介護について、将来的には定期巡回に移行することも視野に入れて、安心感、安定につながっていることも勘案すべき（堀田聡子委員）との意見があった。

福祉用具の報酬・基準

論点1 複数の福祉用具を貸与する場合の価格

- ・ 都道府県に提出する運営規程（利用料）について、複数の福祉用具を貸与する場合に価格を減額する規定の届け出を行うことが出来ることとする。

論点2 福祉用具専門相談員の質の向上の推進

- ・ 福祉用具貸与（販売）に関する必要な知識の修得及び能力の向上に常に努めなければならないとする自己研鑽の努力義務規定を設ける。

療養通所介護の報酬・基準

論点 在宅重度者を支える療養通所介護について

- ・ 「個別送迎体制強化加算（仮称）」、「入浴介助体制強化加算（仮称）」を設ける。

認知症対応型共同生活介護の報酬・基準

論点 1 夜間の支援体制の充実

- ・ 宿直職員による夜間の加配を新たに評価し、認知症対応型共同生活介護事業所における夜間の支援体制の充実を図る。

論点 2 看取り介護加算について（介護老人福祉施設 論点①等と同様）

- ・ 新たな要件として、①利用者の日々の変化を記録により、多職種で共有することによって連携を図り、看取り期早期からの利用者及びその家族等の意向を尊重をしながら、看取り介護を実施すること、②当該記録等により、利用者及びその家族等への説明を適宜行うことを追加し、死亡日以前 4 日以上 30 日以下における手厚い看取り介護の実施に対し、単位数を引き上げる。
- ・ 認知症対応型共同生活介護における看取り介護の体制構築・強化を PDCA サイクルにより推進する。

論点 3 ユニット数の見直しについて

- ・ 現行は 1 又は 2 と規定されているユニット数の標準について、都市部において新たな用地確保が困難である等の事情がある場合には、事業者が効率的にサービスを提供できるよう、3 ユニットまで標準として考えて差し支えない旨を明確化する。

論点 4 認知症対応型共同生活介護事業所と同一建物に併設できる施設・事業所について

- ・ 広域型の特別養護老人ホームなどの社会福祉施設と同一建物に併設することについては、家庭的な環境と地域住民との交流の下で認知症対応型共同生活介護が適切に提供されるものと認められる場合には、併設を認める仕組みとする。

認知症対応型通所介護の報酬・基準

論点 1 共用型認知症対応型通所介護の利用者定員

- ・ 「1 事業所 3 人以下」を、「1 ユニット 3 人以下」に見直す。

論点 2 運営推進会議の設置について

- ・ 平成 28 年度から創設される地域密着型通所介護に合わせ、平成 28 年度から運営基準で「運営推進会議」の設置を義務づける。

論点 3 認知症対応型通所介護事業所等の設備を利用して宿泊サービスを実施する場合の届出制の導入等（通所介護「論点 8」と同様）

短期入所生活介護の報酬・基準

論点 1 緊急時の受け入れの推進

①緊急短期入所に係る加算の見直し

- ・ 「緊急短期入所体制確保加算」は廃止
- ・ 「緊急短期入所受入加算」については、要件を緩和し、評価を引き上げる

② 緊急時における基準緩和

- ・ 一定の条件下においては、専用の居室以外の静養室での受け入れを可能とする

論点2 ADL・IADLの維持・向上を目的とした機能訓練を実施している事業所の評価

- ・ 利用者の住まいを訪問した上で、個別の機能訓練計画を作成する。
- ・ その上で、専従の機能訓練指導員を配置し、在宅生活継続に資する目的で、ADL・IADLの維持・向上を目的とした個別の機能訓練を実施する場合には、新たに加算で評価する。

論点3 重度者への対応の強化

- ・ 医療連携強化加算（仮称）を新設（事業所要件、利用者要件を設定）

論点4 長期利用者の基本報酬の適正化

- ・ 長期間の利用者（自費利用などを挟み実質連続30日を超える利用者）については、基本報酬の評価を適正化。

論点5 緊急時における短期利用の整備促進

①基準該当短期入所生活介護の整備促進

- ・ 緊急やむを得ない場合などの一定の条件下においては、専用の居室以外の静養室等での実施を可能とする。
- ・ 小規模多機能型居宅介護事業所に併設して実施することも認める。

② 小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスの宿泊室の利活用

- ・ 登録定員に空きがあり、かつ、宿泊室に空きがある場合、緊急やむを得ない場合などの一定の条件を付した上で、登録者以外の短期利用を可能とする。

短期入所療養介護の報酬・基準について

論点 リハビリテーションの評価の見直し

- ・ 算定率の高いリハビリテーション機能強化加算を基本サービス費に包括化。

介護人材の処遇改善の充実に向けて

論点1 介護職員処遇改善加算の見直し

- ・ 現行の加算の仕組みは維持しつつ、更なる上乘せ評価を行うための区分を新設。

論点2～4 サービス提供体制強化加算の見直し

- ・ 介護福祉士の配置割合がより高い状況の評価するための区分を新設する。
- ・ 日常生活継続支援加算は、サービス提供体制強化加算により一元的に評価する。
- ・ 特定施設入居者生活介護に、サービス提供体制強化加算を新設する。

介護職員処遇改善加算の見直しについては、前回報酬改定の際に「介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬に円滑に移行するために、例外的かつ経過的な取扱い」（平成24年度介護報酬改定に関する審議報告）としていたことから、「あくまで限定的な措置として理解している。（要件・内容を）より厳しくしなければ納得できない」「給与など労働条件は労使が自律的に決定すべきことであり、加算として継続することは納得でき

ない」と継続に反対する意見のほか、現状では有効だが、例外的・経過的という状況がどうなったらやめるのかということを示すべきとの意見があった。また、加算はぜひ継続すべきなど、示された案に賛成する意見も複数あった。

地域区分について

論点 1 地方公務員の地域手当の支給地域の設定の準用

- ・ 国家公務員又は地方公務員の地域手当の設定に準拠する。
- ・ 地域手当の設定がない地域は、「その他（０％）」の設定を原則としつつ、「複数隣接する地域区分のうち低い区分」（「複数隣接ルール」）から「その他（０％）」までの範囲内の区分を選択できるようにする。
- ・ 全ての地域について自治体からの意見を聴取し必要な経過措置を講じる。

論点 2 財政中立・各サービスの人件費割合について

- ・ 財政的な増減を生じさせないよう行うこと（財政中立）とする。
※ 約 0.7％の切り下げが必要
- ・ 各サービスの人件費割合は、必要に応じて見直す。

居宅介護支援の報酬・基準について

論点 1 基本報酬の見直し① 福祉用具貸与のみのケアプラン

- ・ 業務負担の軽減状況を踏まえ、基本報酬の評価を適正化。
- ・ 報酬基準上の利用者数の算定について、2分の1を乗じた数を加える

論点 2 基本報酬の見直し② 認知症加算及び独居高齢者加算の包括化

- ・ 認知症加算及び独居高齢者加算は、基本報酬に包括化し評価を見直す。

論点 3 公平・中立性の確保の推進

- ・ 特定事業所集中減算を適用する偏りの割合を引き下げる
- ・ 対象サービスの範囲の限定を外す。

論点 4 質の高いケアマネジメントを実施している事業所の評価の推進

- ・ 特定事業所加算について、主任介護支援専門員等の人員配置要件の強化、人材育成への協力体制の整備について、算定要件に追加
- ・ 同加算要件の重度者割合要件（要介護 3～5 が 50%以上）は緩和。

論点 5 介護予防支援の見直し

- ・ 新しい総合事業への移行することを踏まえ、基本報酬を見直す。

論点 6・7 運営基準の見直しについて

- ・ 介護支援専門員等は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等の担当者から個別サービス計画の提出を求めるものとする。
- ・ 地域ケア会議から個別のケアマネジメントの事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう運営基準に規定する。

論点1について、福祉用具のみであってもケアマネジメント業務としてはそれほど変わらないのではないか、減額を避けるために複数サービスを利用させるという動きにつながりかねない、などの慎重な検討を求める意見が複数あった。

論点3の集中減算の要件を拡大する案に対しては、「質が高いサービスを提供する事業所に利用が集中するのは当然であり、（中立性に）問題がある事業所は監査、指導で是正すべき」、サービス種別を拡大するのは「対象外のサービスの現状が分からないまま踏み切ってよいのか」といった拡大に慎重な意見があった一方で、日本介護支援専門員協会会長の鷲見委員からは、「地域におけるサービスの充足度等に配慮した上で、原則的にはサービス種別によらず実施されるべき」との意見が示された。

区分支給限度基準額について

論点1 包括報酬サービスと区分支給限度基準額について

- ① 多様な主体との適切に連携するための体制構築に取り組む必要があり、通常の居宅サービスとは異なる包括報酬サービス固有のコストを「総合マネジメント体制強化加算（仮称）」として評価し、当該加算は限度額の対象外に位置づける。
- ② 創設を提案している「訪問体制強化加算（仮称）」「看護体制強化加算（仮称）」は限度額の対象外に位置づける。

論点2 サービス提供体制強化加算と区分支給限度額について

- ・ 介護職員処遇改善加算と同様に、限度額に含まれない加算とする。

第116回（11月26日開催）では、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する事項並びにこれまでの議論を踏まえてさらに検討を要する事項について議論されており、追って本紙にて報告する。

会員法人の皆様

本会ホームページをご活用ください！

<http://www.keieikyo.gr.jp/>

会員法人情報公開ページを開設

法人の社会への情報公開のツールとして、ぜひ、法人情報公開ページをご活用ください。自法人のホームページがなくても**無料**でインターネット上に情報公開ができます（法人概要、公益的取組等の実施状況、事業報告、財務諸表、監査報告書など）。もちろん、法人の既存ホームページへのリンクも可能です。

（ホームページ右の「会員法人情報公開ページ」をクリック）

WEB経営診断

会員法人が自ら法人の現状把握と経営課題の抽出、改善への取り組みに向けて、手軽にホームページ上にて、**無料**で経営診断できるツールです。

「チェックリスト」「組織風土診断」「財務分析」の3つを利用いただけます。

（ホームページ左の「WEB経営診断」のロゴマークをクリック）

<「経営協情報」送付先>

- ・ 電子メールによる直接配信をご希望された全国経営協会会員法人
- ・ 全国経営協 協議員・監事・相談役
- ・ 都道府県経営協の正副会長、事務局
- ・ 全国社会福祉法人経営青年会 会員（メールニュース配信希望者のみ）